

津市公共施設広告事業に係る事業者募集要領

1 実施目的

本市の自主財源の確保を目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び津市財産に関する条例（平成18年津市条例第52号）の規定に基づく行政財産の使用の許可（以下「使用許可」といいます。）を受けて本市の公共施設に企業等の広告を掲出し、広告掲出料金を納付する事業者（以下「事業者」といいます。）を募集します。

2 広告掲出の概要

対象施設毎に指定する寸法内に収まり（別紙「物件調書」を参照）、かつ広告種類毎に指定する仕様等を満たす（15 広告種類毎の仕様を参照）広告設備を設置し、広告を掲出することができます。

掲出番号	広告種類	対象施設	箇所数	施設情報、指定寸法など
1	ポスター 広告	津市役所本庁舎	4	物件調書1
2		久居庁舎	2	物件調書2
3		アストプラザ	2	物件調書3

3 応募資格

応募に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 申込みの時点で津市競争入札参加資格者名簿において大分類－28 広告、中分類－01 広告代理・企画の品目コードのうち01 広告・宣伝、02 広告の総合プロデュース及び03 広告デザインをいずれも希望していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかの規定により入札に参加できない者ではないこと。
- (3) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (5) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健

全な者ではないもの。

(7) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者

イ 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者

ウ 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者

エ 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 広告掲出に係る日程

(1) 事業者の募集及び決定

日程		実施事項
令和 7年	9月22日（月）から 10月3日（金）まで	本募集要領の公開 質問受付期間
	10月6日（月）	質問に対する回答の公開
	10月20日（月）から 10月31日（金）まで	申込受付期間
	11月7日（金）まで	事業者の決定通知発送予定
令和 8年	2月27日（金）まで	使用許可申請書の提出期限

(2) 広告掲出期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）までとします。ただし、行政財産使用許可は年度単位で行います。

5 申込の手続

必要書類を封筒に封入したうえで、申込受付期間内に津市役所本庁舎6階財産管理課窓口に直接持参（開庁日の午前9時から午後5時までに限ります。）又は郵送（必着）してください。

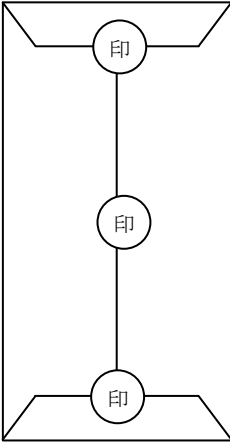
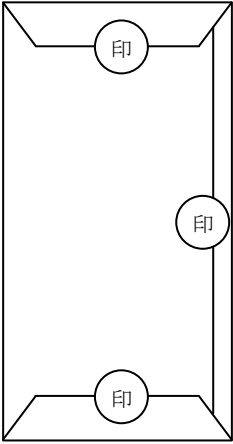
- (1) 資格審査書類（申込者毎に 1 部）
 - ア 誓約書（本市所定様式）
 - イ 事業者概要書（会社案内のパンフレット等）
- (2) 申込書・事業提案書（掲出番号毎に 1 部）
 - ア 広告掲出申込書（本市所定様式。以下「申込書」といいます。）
 - イ 事業提案書（任意様式）

下表の内容を含むこととします。

必須項目	広告事業の方針
	広告設備の仕様
	掲出番号毎の設備の設置方法（図面、イメージ等）
	事業者内の広告審査体制
	故障時等の緊急対応体制
	広告の掲出までの作業スケジュール
任意項目	付加機能等の独自提案など （事業者負担で行うものに限る）

(3) 封入の方法

申込みに必要な書類を封入する封筒には、次のとおり記載及び封印してください。なお、複数の掲出番号について申込みを行う場合は、全ての必要書類を一つの封筒に封入してください。

表面 (宛先) 津市長 津市公共施設内 広告掲出事業 申込書在中 (商号 (名称))	(宛先) 津市長 津市公共施設内 広告掲出事業 申込書在中 〇〇〇〇〇	
裏面 (貼り合わせ部分 3箇所 に封印)		

(4) 申込みの内容確認

資格審査書類について不足があった場合は、申込書に記載された電話番号に連絡しますので、令和7年11月5日（水）午後5時15分必着で必要書類を再提出してください。なお、申込書及び事業提案書については、再提出することはできません。

(5) 申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは、無効とします。

- ア 応募資格のない者によるもの。
- イ 申込書、誓約書及び封筒に記名押印がないもの又は押印すべき者（法人その他の団体にあつては、代表者に限る。）が氏名を自署した場合にあつては、申込書に記名がないもの。
- ウ 金額、掲出番号その他の主要な記載内容が不明確なもの。
- エ 本市所定の様式を用いないもの。
- オ 金額の訂正、削除、挿入等を行っているもの。
- カ 必要書類が欠けるもの

キ 募集に際して談合等の不正行為があったもの

ク アからキまでに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反して行ったもの

6 事業者の決定

(1) 事業者決定の方法

事業者は、津市広告掲載審査委員会の審査により広告を掲出する者として適当と認められる者のうち、最低掲出料金（募集において予め定める下限の広告掲出料金額（非公表）をいいます。）以上で最高額の広告掲出料金（税抜）で申込みを行った者としします。

なお、最高額の広告掲出料金（税抜）で申込みを行った者が2者以上ある場合は、くじ引きにより事業者を決定します。

(2) 公募結果の公表

申込みを行った全ての者の商号（氏名）、広告掲出料金等を公表します。

(3) 決定の取消し

正当な理由なくして期限までに行政財産使用許可申請書を提出しない場合、事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合又は広告掲出料金を納付しない場合は、決定を取り消します。

(4) 決定の通知

申込みを行った者全てに対し、事業者としての採否の決定について通知します。

7 広告内容の審査

(1) 広告案の提出

事業者は、広告の掲出を開始する日の1か月前までに広告原稿案を施設所管課に提出してください。その際、事業者は、広告内容に含まれる企業等（以下「広告主」といいます。）から法人市民税（個人にあっては個人市民税）、固定資産税、軽自動車税及び消費税について滞納がない旨の誓約を得てください。

(2) 広告掲載審査委員会の審査

広告内容については、津市広告掲載審査委員会において審査します。審査の結果、本市から広告案の修正を求めること又は広告の掲出を却下することがあります。

8 広告掲出基準

津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号）第3条第1項各号及び同項各号の規定のいずれかに該当するものは、広告掲出をすることができません。

9 事業者における広告内容の審査体制

事業者は、事業者において広告内容の審査体制を構築し、津市広告掲載要綱第3条に基づく審査を自ら事前に行うものとします。

10 事業者の責務

(1) 広告内容に係る責任

事業者は、広告内容を含め掲出する広告に関する一切の責任を負うものとします。そのため、来庁者や広告主希望者からの問合せ先として、事業者の名称及び連絡先を広告設備に掲示するものとします。

(2) 不正行為の禁止

事業者は、第三者の権利の侵害その他不正な行為を行ってはなりません。

(3) 損害に係る責任

広告内容に問題がある場合、広告設備が落下、転倒、破損等した場合等により、第三者に損害を与えたときは、事業者の責任及び負担において解決をしなければなりません。

(4) 広告主の把握

事業者は、広告主が津市広告掲載要綱第3条第2項各号に該当していないことについて把握し、広告掲出後、広告主が同項各号のいずれかに該当することを知った場合には、直ちにその旨を本市に報告するものとします。

11 行政財産の使用許可に係る手続

(1) 行政財産の使用許可申請

事業者は、使用許可期間の始期の1ヶ月前（4月1日始期の場合は毎年2月末日）までに、本市に対し年度単位に行政財産の使用許可申請を行ってください。

(2) 行政財産の使用許可

本市は、事業者からの使用許可申請を受けて、行政上の支障がないと判断した場合に限り、年度単位で行政財産の使用許可を行います。

(3) 広告掲出料金（使用料）の納付

本市は、使用を許可した期間の始期直後（4月始期の場合は毎年4月頃）に、年度単位の広告掲出料金として、行政財産使用料（税込）の納入通知書を送付します。事業者は、納入通知書に記載された期限までに、当該使用料を納付してください。

12 広告掲出に係る留意事項

(1) 広告設備に係る費用負担

広告設備の調達、製作、設置（設置に係る電源工事や電気配線工事などを含みます。）、運用管理及び撤去に係る費用は、事業者が負担するものとします。

なお、設備の破損、不具合等がある場合は、事業者の負担で速やかに復旧するものとします。

(2) 広告設備に必要な電気の使用

広告設備の運転に必要な電気については、本市施設の電源を利用できますが、電気使用料は、事業者側が負担するものとします。

電気使用料は、本市が広告設備の消費電力等に応じ算出した額を、本市が通知する年度毎の納入通知書により、指定する期限までに全額納付してください。

(3) 電気使用に係るタイマー機能

広告パネルの背面照明やモニター等の広告設備で電気を使用する場合、タイマー機能により本市の指定する時間に電源の自動投入、自動遮断及び放映等の自動再生ができるよう設定するものとします。

(4) 広告設備の形状・環境性能等

広告設備は、薄型かつ場所をとらないもので、鋭利な突起物等がない安全に配慮したものとします。また、モニター等については消費電力が少ない省エネ対応機種とします。

(5) 広告設備の設置に係る安全配慮

広告設備の設置に当たっては、事前に施設管理者と十分に調整し、落下、転倒等がないよう、確実に行うこととします。

また、設置工事は本市の業務や来庁者の通行に支障がないよう行い、十分に安全に配慮することとします。

(6) 広告設備の移設

本市が広告設備の移設を必要とする場合は、本市が指定する位置に事業者の負担により移設することとします。

施設の休止、廃止、建替等により全面的に施設を使用できない場合は、代替施設への移設について本市と事業者で協議することとします。

13 広告掲出の終了

(1) 広告掲出の撤退

事業者は、自己の都合により広告掲出を撤退する場合は、撤退を希望する日の1か月前までに書面により申し出なければなりません。ただし、窓口案内システム等の本市の業務に必要な設備の撤去については、事前に本市との協議を要します。なお、本市に納付済みの広告掲出料金は還付されません。

(2) 使用許可の取消し及び変更

本市が掲出位置を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、事業者が設置の条件等に違反する行為があるとき若しくは使用許可期間内に事業者又は広告主が津市広告掲載要綱第3条に規定する広告掲載基準を満たさなくなったときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがあります。

(3) 原状回復義務

事業者は、広告掲出期間が満了した場合、広告掲出を撤退する場合又は使用許可が取り消された場合は、事業者の負担で速やかに原状に復さなければなりません。

14 実施要領に関する質問等

(1) 質問方法

実施要領に関する質問は、質問受付期間内に質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎6階財産管理課窓口に提出すること又は同課にFAXにて送信することにより行ってください。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、津市ホームページ（募集要領の掲載ページ内）で公開すること及び津市役所本庁舎6階財産管理課窓口において回答書を配布することにより行います。

15 広告種類毎の仕様

いずれもポスター広告とします。ポスター広告とは、施設の壁面等に設置するポスター枠の筐体にポスターの紙面を掲示して広告を掲出する方法のことを指します。

ポスター広告の仕様		
広告設備仕様	筐体	・長期の使用に耐えること ・周囲と調和のとれた色合いのもの ・透明アクリル板等で表面を保護すること
	構造	・鋭利な突起物がない等安全に配慮したもの

設置方法	・ 壁面に固定して設置
------	-------------

16 その他留意事項

(1) 事務費用の負担

広告掲出の申込み及び使用許可の手続などの事務費用を含む広告掲出事業に関する一切の費用は、事業者の負担となります。

(2) 募集要領に定めのない事項

この募集要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、津市財産に関する条例、津市契約規則（平成18年規則第40号）等の関連諸法令、津市広告掲載要綱、津市公共施設内壁面等広告掲出実施基準等に定めるところにより、本市と事業者の協議の上で処理します。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

三重県津市西丸之内23番1号

担当 中村、下井、山本

電話 059（229）3126

FAX 059（229）3444